

令和4年度第1回狭山市情報公開及び個人情報保護審議会会議録

開催日時 令和4年11月11日（金）
午前10時30分から午前12時00分まで

開催場所 狭山市役所 6階 604会議室

出席者 田村委員、木村委員、服部委員、古谷委員

事務局 木村総務部長、深澤総務課長、河井主幹、成瀬主査、新主事

傍聴者 なし

1 議題

令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正について

2 会議の経過

総務課長 会長が選出されるまでの間、総務部長に議事進行をお願いいたします。

総務部長 それでは、初めに、会長の選出について議題といたします。狭山市審議会条例第5条第1項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとされております。それでは、会長の互選につきましてご協議をお願いいたします。

委員 会長は引き続き田村委員にお願いできたらと考えています。

総務部長 只今、会長に田村委員をとのご意見がありました。他にご意見はありますか。

総務部長 田村委員、会長には引き続き田村委員をとの意見がありました。いかがでしょうか。

委員 はい、引き受けさせていただきます。

総務部長 ありがとうございます。それでは、会長につきましては田村委員にお願いするという事で決定してよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

総務部長 それでは、会長を田村委員に決定させていただきます。

会 長 よろしくお願いいたします。まず、職務代理者を会長が指名すること
となっておりますが、木村委員にお願いしたいと思えます。

事 務 局 ここで、総務部長につきましては、所用のため退席させていただきます。

会 長 それでは、次の議題に移ります。令和3年度情報公開制度及び個人情報
保護制度の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 まず、令和3年度の実施状況ですが、開示請求については、受付件数
は167件となっております。対応状況につきましては、全部開示が
59件、部分開示が80件、不開示が92件、取下げが2件となっており
ます。

次に、開示申出については、受付件数は30件で、令和2年度と
比較し、10件の減少となっております。

また、個人情報の開示請求については、受付件数は57件で、令和2
年度と比較し、申請件数は4件の減少となっております。

以上で令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況につ
いての説明を終わらせていただきます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問や意見等はいりま
すか。

会 長 審査請求はどれくらいきていますか。

事 務 局 令和3年度では、1件となっております。

会 長 現行条例に権利濫用禁止規定を設けないのですか。

事 務 局 現在、条例に規定する予定はありません。

委 員 情報公開事務における時間外手当等の経費についてはどのようなもの

ですか。

事務局 特に、経費について調査はしておりませんが、情報公開事務による時間外勤務はほとんど見られません。

委員 請求者による情報開示した資料の利用状況はどのようなものですか。

事務局 情報公開制度が利用目的を表して行う制度ではないため、利用状況については、把握できておりません。

会長 コロナワクチン副反応に関する情報公開はありましたか。

事務局 特にありません。

会長 それでは、次の議題に移ります。個人情報保護に関する法律の改正に伴う条例改正について事務局より説明をお願いします。

事務局 今回の条例改正は、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の中で、民間、国、地方の個人情報の保護に関する取扱いの一元化を図るために「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことに伴い、条例に委任された部分及び裁量が認められた部分に限り、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定し、令和5年4月1日から施行する予定です。

まず、施行条例で定める必要があるもの及び定めることができるものの内容について説明いたします。

施行条例に定める必要があるものは、開示請求に係る手数料の金額、行政機関等匿名加工情報に係る手数料の金額となります。施行条例に定めることができるものは、要配慮個人情報の定義、個人情報ファイル簿の新設及び別の帳簿の作成、情報公開条例と保護法の不開示情報の整合性、開示請求等の手続、審議会への諮問等となっております。

次に、現行の個人情報保護条例は改正後には、どのような扱いとなるのかについて説明いたします。

まず、実施機関について、議会が法の対象外となるため、除外されます。

次に、個人情報の定義について、改正法において、生存する個人に関

する情報として明記されているため、死者に関する情報は対象外となります。

次に、要配慮個人情報について、狭山市では地域の特性に応じて、定める事項がないため、条例には規定せず、法の規定に基づいて運用していきます。

次に、個人情報ファイル簿の作成について、法改正により、個人情報ファイルの対象本人人数が1,000人以上となる等の作成要件が変更されているため、法の規定に基づいて運用していきます。

次に、個人情報収集の制限について、現行条例では本人取得の原則としておりますが、改正法において、法令の定める事務・業務の遂行に必要な場合に限り保有できるとしているため、法の規定に基づいて運用していきます。

次に、個人情報の利用及び提供の制限、安全管理措置、不開示情報について、特に現行条例と差異はないため、法の規定に基づいて運用していきます。

次に、標準処理期間について、現行条例においては、決定は請求があった日の翌日から14日以内、延長は請求があった日の翌日から45日以内としております。改正法においては、決定は請求があった日から30日以内、延長は決定期間満了日の翌日から30日以内としており、大幅な変更となりますが、条例では規定せず、法の規定に基づき運用していきます。ただし、決定時期が遅くなることは望ましくないため、可能な限り迅速に対応するよう周知していく予定です。

次に、開示請求に関する手数料について、改正法において、実費の範囲内で額を定めてよいこととなっておりますが、現行条例と同様に、手数料は無料とし、複写や郵送に係る費用のみを徴収する旨の規定を設けていきます。

次に、審議会の諮問について、改正法において専門的な知見に基づく意見を聴くことが、特に必要であると認める場合には審議会に諮問することができることと規定されていることから、具体的な内容を条例で規定したうえで運用していきます。

次に、行政機関等匿名加工情報について、法改正により行政機関等匿名加工情報制度が導入されますが、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、導入は任意とされているため、条例には規定いたしません。ただし、今後の本市の施策や社会状況等の変化により必要が生じた場合には、検討していきます。

最後に、改正法において、地方公共団体は、個人情報保護委員会による監視下に置かれるため、必要に応じて、届出や報告をしていく必要があります。

以上で個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正についての説明を終わります。

会 長 ただいまの説明に関して、何か質問等がありますでしょうか。

会 長 議会は独自で審査会を作成する予定ですか。

事 務 局 現在、議会と調整中です。

会 長 審議会の諮問を条例に規定したのは、検察協議の指摘ですか。

事 務 局 はい。

委 員 開示決定期間を30日以内とした理由を教えてください。

事 務 局 国の方針の一つとして、個人情報の取扱いの統一化があることから、法律に合わせて運用していく形をとったものです。

委 員 手数料と実費とはどのようなものでしょうか。

事 務 局 手数料とは、作成事務や受付事務等の事務経費を考慮した申請に係る費用であり、実費とは、複写や郵送に係る費用のことであると解釈しております。

委 員 手数料の他市の状況はどのようなものですか。

事 務 局 埼玉県西部地区のすべての市では、手数料を無料としております。

会 長 そのほかは何かありますでしょうか。ないようでしたら、本日の審議会はこれで終了します。